

65歳以上の方の介護保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料と公費を財源に運営しています。

今回は、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料について、お知らせします。

介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

いつから納めるの？

保険料は、65歳になった月（誕生日の前日が属する月）分から納めます。

保険料の決まり方は

介護保険料は、平成18年度から20年度の3年間の介護サービスにかかる費用の総額を見込んで算出された「基準額」をもとに、本人や世帯の前年の所得状況等に応じて6段階で算定されます。

（旭市介護保険料の基準額）

年額35、400円（月額2、950円）

保険料の軽減措置

平成17年度の税制改正により所得段階が上がった方に対しては、保険料負担の急増を避ける

ため、平成19年度に引き続き「表2」のとおり保険料の軽減措置がとられます。（これを「激変緩和措置」といいます。）

なお、激変緩和措置の対象者は税制改正により第4段階または第5段階となった方です。

介護保険料の納め方

保険料の納め方は、年金から天引きする特別徴収と、納付書または口座振替により納付する普通徴収があります。

●特別徴収（年金天引き）

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の方は、年金の定期払いの際に保険料が天引きになります。

●普通徴収（納付書、口座振替）

年金額が年額18万円未満の方

は普通徴収となります。市から送付された納付書または口座振替により納付してください。口座振替を希望される方は、通帳と届出印を持参のうえ、市内の金融機関へお申し込みください。

また、年金額が18万円以上の方でも、次のようなときは一定の期間「普通徴収」となります。

- ・年度途中で65歳になった方
- ・年度途中で他市町村から転入した方
- ・修正申告等により所得段階が変更になった方
- ・年金差し止め等により年金の支給が一時停止になった方など

介護保険料納付書・保険料額決定通知書の送付

納付書は6月15日ころに郵送します。お手元に届きましたら、確認のうえ納付にご協力ください。特別徴収および口座振替の方には保険料額決定通知書を郵送します。

保険料の納付先・納期限

市役所または各支所・金融機関、郵便局で納付できます。納期限は、各月の末日（12月は25日）、納期限の日が休日の場合は翌営業日です。

保険料の納め忘れに注意！

特別な理由がなく1年以上保険料を滞納していると、介護保険サービスを利用する際、費用の全額立て替え払いや保険給付の一時差し止め、利用者負担割合の引き上げ（1割から3割）等の措置がとられますので、忘

表1 所得段階別の介護保険料額

区分	対象者	計算法	介護保険料	
			年額	月額
第1段階	○生活保護の受給者 ○住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金の受給者	基準額×0.50	17,700円	1,475円
第2段階	○本人・世帯員ともに住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	17,700円	1,475円
第3段階	○本人・世帯員ともに住民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	26,550円	2,212円
第4段階	○本人は住民税非課税で世帯の誰かに住民税が課税されている人	基準額×1.00	35,400円	2,950円
第5段階	○本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	44,250円	3,687円
第6段階	○本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.50	53,100円	4,425円

表2 税制改正に伴い所得段階が上がった方の保険料額

税制改正による所得段階の変わり方	平成20年度	
	保険料率	金額
第1段階 第2段階 ⇒ 第4段階	基準額×0.83	29,382円
第3段階 ⇒ 第4段階	基準額×0.91	32,214円
第1段階 第2段階 ⇒ 第5段階	基準額×1.00	35,400円
第3段階 ⇒ 第5段階	基準額×1.08	38,232円
第4段階 ⇒ 第5段階	基準額×1.16	41,064円

※対象者は、平成17年1月1日現在で65歳以上の方

れずに納付してください。災害などの特別な事情で納付が困難な場合には窓口までご相談ください。

〈問い合わせ先〉

高齢者福祉課介護保険班

☎ 62-5308

海上支所福祉室

☎ 55-3119

飯岡支所福祉室

☎ 57-3118

千潟支所福祉室

☎ 68-1072